

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 27 日現在

機関番号：13301

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530537

研究課題名（和文）日米大学生の飲酒、喫煙の動機付けと抑止要因：分化的強化と拡大抑止理論の検証

研究課題名（英文）Socially Imposed Punishments and Rewards as Determinants of Drinking and Smoking among College Students: Integrating Differential Reinforcement into the Extended Deterrence Model

研究代表者

小林 恵美子（KOBAYASHI EMIKO）

金沢大学・外国語教育研究センター・准教授

研究者番号：60319241

研究成果の概要（和文）：本研究では、未成年大学生が飲酒、喫煙をするか否かを合理的に判断する背景について、次のことを実証した。飲酒に対する社会的制裁と非飲酒に対する社会的報酬の推定値は抑止要因として、そして、飲酒に対する社会的報酬と非喫煙に対する社会的制裁は促進要因として作用していることが明らかになった。さらに、飲酒、喫煙に対する「制裁>報酬」となった時にこれら違法行為を自重すること、また、非飲酒に対する「制裁<報酬」となった時に飲酒を自重することが示された。

研究成果の概要（英文）：The present paper integrates the concept of differential reinforcement into Grasmick's extended deterrence theory to propose that rational actors, in deciding whether or not to comply with the law, should be expected to consider not only socially imposed punishments for non/compliance but also rewards for non/compliance, tapping both the certainty and the magnitude of each. An analysis of survey data from underage college students show that perceptions of social rewards for nondrinking inhibit the inclination to violate the law in a manner similar to the perceived threats of social sanctions for the illegal behavior. Similarly, perceptions of social sanctions for nonsmoking, like those of rewards for drinking, increase students' inclinations to commit the offenses. Finally, the balance of the perceived punishments and rewards for the two illegal behaviors determine whether a college student will be compliant or compliant with the law, but the findings for the balance for the compliance appear less compatible with the expected utility model.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	1,500,000	450,000	1,950,000
2011 年度	700,000	210,000	910,000
2012 年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,800,000	840,000	3,640,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会学

キーワード：拡大抑止理論、分化的強化、飲酒、喫煙、日米大学生

1. 研究開始当初の背景

合理的選択モデルに基づいた拡大抑止理論 (extended deterrence theory) の中で Grasmick (Grasmick & Bursik 1990; Grasmick, Bursik et al. 1993 など) は、違法行為に対する制裁に焦点をあて、もし人が合理的に行動するのであれば、以下3種類の制裁の程度を推定した上で、違法行為を自重するか否かの意思決定をすると提唱している：(1) 自責の念という個人が自らに課す制裁、(2) 自分にとって大切な人たち (significant others) からの敬意喪失という社会的制裁、(3) 法的罰則。さらに、制裁には可能性 (certainty) と不利益の大きさ (magnitude) といった2つの側面があり、上記3種類の制裁が課される可能性が高いほど、課された後に被る不利益は大きくなると推定するため、違法行為を自重する。一方、制裁が課される可能性がゼロであれば、被る不利益もゼロであると推定するため、違法行為を自重しない。つまり、これら2つの側面の積算値如何によって、違法行為を自重するか否か合理的に判断するというのが拡大抑止理論の命題である。

これまで、米国を中心に、上記命題を支持する結果は多数報告されており、違法行為に対する制裁の可能性と不利益の積算値が大きいほど、人は違法行為を自重することが実証されている (Grasmick et al. 1993; Grasmick & Bursik 1990 など)。しかし、その一方で、遵守行為に対する報酬がもたらす抑止効果、すなわち、違法行為を差し控えた際に報酬が与えられる可能性と与えられた後の利益が大きいと推定するほど違法行為を自重するというメカニズムについては、拡大抑止理論の中で触れられておらず、したがって、米国においても、わが国においても、ほとんど検証されていない。

一方、Akers (1985, 1994, 2008 など) は、社会学習理論の中で「分化的強化」 (differential reinforcement) という概念を使って、違法行為が促進されるか否かは、違法行為に対する社会的制裁 (=負の強化) と報酬 (=正の強化) のバランス、そして、遵守行為に対する社会的制裁 (=負の強化) と報酬 (=正の強化) のバランス如何であると提唱している。

これまで、米国を中心に、上記命題の是非を検証する研究は精力的に行われており、特に、違法行為に対する社会的報酬、すなわち、非行的な仲間からの称賛や名誉といった報酬が制裁より多ければ、違法行為は促進され

るかという点が主として検証されてきた (Hwang & Akers 2003 など)。その一方で、遵守行為に対する社会的制裁、すなわち、違法行為を差し控えた場合に仲間から受ける非難や失望といった制裁が報酬より多ければ、違法行為は促進されるというメカニズムの検証は、米国においても、わが国においても、ほとんど試みられていない。

以上より、本研究では、「分化的強化」と拡大抑止理論には互換性があると考え、社会集団には、成員の違法行為に関する合理的意思決定を方向づける4つの賞罰体系があると提唱する：(1) 違法行為に対する社会的制裁、

(2) 遵守行為に対する社会的報酬、(3) 遵守行為に対する社会的制裁、(4) 違法行為に対する社会的報酬。そうだとすれば、Akersが呈する、違法行為に対する社会的制裁と報酬を比べて、「制裁<報酬」となった時に人は法を犯すのかという疑問を問う前に、制裁 (報酬) の可能性とそれがもたらす不利益 (利益) の大きさという2つの側面から成る4つの賞罰体系がそれぞれ、違法行為に対して抑止効果、あるいは促進効果を及ぼしているのかを問うことが重要な課題であると考え、本研究を着想するに至った。

2. 研究の目的

本研究では、未成年大学生が飲酒、喫煙を自重するか否かを合理的に判断する背景について、実証的に解明する。分析において、未成年大学生の飲酒と喫煙を従属変数として設定する理由は、以下のとおりである。成人年齢を18才に引き下げることの是非が検討されている昨今、それが現実のものになった場合、飲酒や喫煙をする若者が一層増えるであろうことは想像に難くない。また、その低年齢化についても、今後重大な社会問題にもなり得るが、未成年の飲酒行為と喫煙行為の発生メカニズムは、わが国ではこれまで十分に解明されておらず、本研究で検討すべき重大な課題といえる。

以上より、本研究では、以下6つの仮説を検証する。

- (1) 飲酒、喫煙に対する制裁の推定値が高いほど、未成年大学生は飲酒、喫煙を自重する。
- (2) 非飲酒、非喫煙する報酬の推定値が高いほど、未成年大学生は飲酒、喫煙を自重する。
- (3) 飲酒、喫煙に対する報酬の推定値が高い

- ほど、未成年大学生は飲酒、喫煙をする。
- (4) 非飲酒、非喫煙に対する制裁の推定値が高いほど、未成年大学生は飲酒、喫煙をする。
 - (5) 飲酒、喫煙に対する制裁の推定値が報酬の推定値を上回るほど、未成年大学生は飲酒、喫煙を自重する。
 - (6) 非飲酒、非喫煙に対する報酬の推定値が制裁の推定値を上回るほど、未成年大学生は飲酒、喫煙を自重する。

なお、先にも述べたとおり、ここで言う「制裁」とは、親や友だちなど、自分にとって大切な人たちから敬意を失ったり非難されたりといった社会的罰を受ける可能性と、罰を受けた後に被る不利益の大きさ（制裁の重大さ）の積算を意味する。一方、「報酬」とは、自分にとって大切な人たちから称賛されたり尊敬されたりといった社会的報酬を受ける可能性と、報酬を受けたことによってもたらされる利益の大きさ（報酬の価値）の積算を意味する。

3. 研究の方法

初年度は、拡大抑止理論や分化的強化に関する国内外の文献の収集と整理を行った。それら先行研究の知見や理論的動向の検討を踏まえた上で、上記6つの仮説を検証するために必要となる質問項目の選定と調査全体の設計を進めた。具体的な質問項目としては、成人前に飲酒、喫煙をする意思の有無、飲酒、喫煙に対して社会的制裁が課される可能性、飲酒、喫煙に対して課された社会的制裁がもたらす不利益の大きさ、非飲酒、非喫煙に対して社会的報酬が付与される可能性、非飲酒、非喫煙に対して付与された社会的報酬がもたらされる利益の大きさなどである。米国で開発された尺度を翻案するとともに、違法行為との関連性が指摘される親の社会的地位や育った家庭環境など、調査対象者の背景情報を尋ねる項目も作成した。

2年目は、拡大抑止理論や分化的強化に関する国内外の文献の収集と整理を継続するとともに、日本の大学に通う1年生約1,800名を対象に、Webによる調査を実施した。続いて、回収されたデータ（有効回答数約770）の分析を進めながら、仮説1~4を検証した。なお、分析の対象となったのは、20歳以上の学生、そして、将来飲酒、喫煙をする意思があるか否かについて回答しなかった学生を除いた554名の日本人学生の回答である。対象者の性別は、50.5% (*s. d.* = .50) が男性で

あった。

3年目となる最終年度は、引き続き、国内外の関連文献、特に、違法（遵守）行為に対する社会的制裁と報酬のバランスが及ぼす抑止（促進）効果について検討した先行研究の収集と整理を行うとともに、データ分析を進めながら、仮説5と6を検証した。

4. 研究成果

本研究によって得られた知見は多岐にわたるが、概して、未成年大学生が飲酒、喫煙をするか否かを合理的に判断する上で、社会的制裁や報酬といった要因が作用している可能性が見出された。と同時に、これら要因は、飲酒と喫煙に対して一様に抑止効果、あるいは、促進効果を及ぼしているわけではなく、違法行為の種類によって、その効果の程に大きな違いがあることが明らかになった。

主要な知見として、次の3点が挙げられる。

第一に、重回帰分析の結果、仮説1と2に関する抑止要因について、以下のことが明らかになった。まず、飲酒に対する社会的制裁の推定値が高いほど、そして、非飲酒に対する社会的報酬の推定値が高いほど、未成年大学生は飲酒行為を自重する傾向が強いことが示された。この結果は、仮説1と2と整合するものであり、特に、飲酒をしなければ、親や友だちなど、自分にとって大切な人たちが褒めてくれるだろうといった期待感が、未成年大学生の飲酒行為を抑制していることを示唆する結果は、拡大抑止理論では触れられていないもう一つの抑止要因、つまり、遵守行為に対する報酬の有効性が実証されたという意味で注目に値する。喫煙については、飲酒とは異なる結果が得られた。分析の結果、喫煙に対する社会的制裁、そして、非喫煙に対する社会的報酬のいずれも抑止要因として作用していないことが示された。この結果は、拡大抑止理論の命題に基づいて設定した仮説1と2を反証するものであり、今後さらなる検討を加える必要があると考える。

第二に、仮説3と4に関する促進要因について、以下のことが明らかになった。重回帰分析の結果、飲酒に対する社会的報酬の推定値が高いほど、未成年の大学生は飲酒をする傾向が強いことが示された。この結果は、飲酒をしたら大切な人たちが褒めてくれるだろうといった期待感が、未成年大学生の飲酒行為を促進していることを示唆しており、分化的強化という概念を基に設定した本研究の仮説3と整合する。一方、非飲酒に対する

社会的制裁は、未成年大学生の飲酒行為の促進要因として作用していないことが示唆された。喫煙については、飲酒とは対照的な結果が得られた。分析の結果、非喫煙に対する社会的制裁の推定値が高いほど、未成年大学生は喫煙をする傾向が強いことが示された。この結果は、喫煙をしなければ大切な人たちが失望するだろうといった脅威が、未成年大学生の喫煙行為を促進していることを示唆しており、仮説4と整合する。非喫煙に対する社会的制裁が未成年大学生の喫煙行為を促進しているというこの結果は、先行研究においてほとんど検討されてこなかったもう一つの促進要因、つまり、遵守行為に対する制裁の有効性が実証されたという意味で注目に値する。

第三に、仮説5と6に関する社会的制裁と報酬のバランスが及ぼす抑止効果について、以下のことが明らかになった。重回帰分析の結果、飲酒、喫煙をしたら大切な人たちが失望するだろうといった脅威が、同様の違法行為をしたら大切な人たちが褒めてくれるだろうといった期待を上回るほど、つまり、飲酒、喫煙に対する社会的制裁の推定値と報酬の推定値を比べて「制裁>報酬」となった時に、未成年大学生はこれら2種類の違法行為を思いとどまることが示された。この結果は、分化的強化という概念と拡大抑止理論には互換性があるという考えのもと設定した仮説5と整合する。一方、遵守行為に対する社会的報酬と制裁のバランスについては、飲酒をしなければ大切な人たちが褒めてくれるだろうといった期待が、飲酒をしなければ大切な人たちが失望するだろうといった脅威を上回るほど、つまり、非飲酒に対する社会的制裁の推定値と報酬の推定値を比べて「制裁<報酬」となるほど、未成年大学生は飲酒を思いとどまる傾向が強いことが示された。この結果は、仮説6と整合しており、これまで、社会学習理論はもとより、拡大抑止理論においても検討されてこなかった、遵守行為に対する社会的報酬と制裁のバランスが、合理的意思決定に及ぼす効果を実証したという意味で注目に値する。一方、非喫煙に対する社会的報酬の推定値が制裁の推定値を上回っても、未成年大学生は喫煙を思いとどまらないことが明らかになった。この結果は、社会学習理論の命題に基づいて設定した仮説6を反証するものであり、今後さらなる検討を加える必要があると考える。

以上、研究期間内の成果を統合し、未成年大学生が飲酒、喫煙をするか否か合理的判断する上で、自分にとって大切な人たちから課

される社会的制裁や与えられる報酬が抑止要因、あるいは、促進要因として作用していることを明らかにすることができたと考えられる。これにより、社会学習理論の中心概念である分化的強化と拡大抑止理論の互換性を証明するとともに、成人年齢の引き下げに伴って起こりうる問題点に関する示唆が得られたと考えられる。

最後に、研究期間内に上記成果を目に見える形で残すことはできなかったが、今後は、国内外の学術雑誌や学会で成果を発表していくこと。そして、文化的に大きく異なる米国人大学生から回収されたデータと比較分析し、その結果を発表していくことが今後の課題である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小林 恵美子 (KOBAYASHI EMIKO)
金沢大学・外国語教育研究センター・
准教授
研究者番号：60319241